

第3章 平成22年度に実施する主な事業

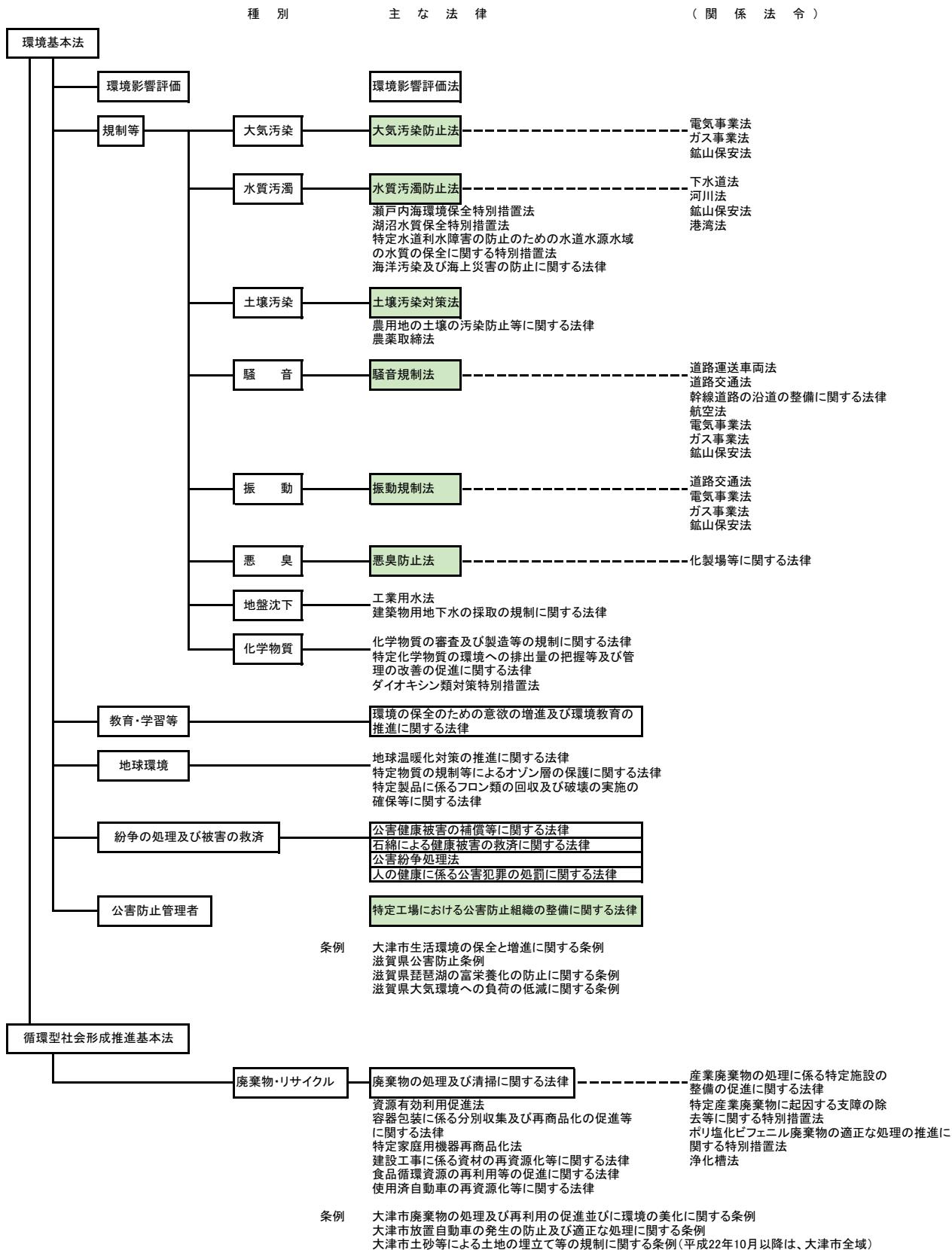
施策番号	基本施策	事業名	事業概要
1	多様な自然環境の体系的な保全	中山間地域等直接支払交付金	急傾斜水田が集中する市北部の地域に中山間地域等直接支払交付金制度を軸に耕作放棄を防止し、農用地や農道・水路の管理を実施し、水源の涵養機能と良好な景観形成などの多面的な機能を確保する。
		ほ場整備事業	区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園景観の保全や水の循環による生態系の保全を図る。
		間伐促進等森林整備事業	森林資源の利用及び森林の有する多面的機能が發揮されるよう、森林の育成や整備に各種補助施策を講じる。
		棚田保全活動	市内の棚田において地域住民と都市住民との交流等を開拓する。
2	生物の多様性の確保	環境情報システム整備事業	身近な環境調査結果の情報提供・市民向け環境情報システムw e b版「かんきょう宝箱」と環境人ホームページによる情報収集・提供
		農地・水・環境保全対策事業	農村環境の保全を図るため、集落（地域）が地域資源の適切な管理、田園風景、田園の生物を守り育む共同活動や環境負荷の軽減を図る営農を実施する。
3	身近な自然の保全と創造	ヨシ群落の保全事業	市民参加によるヨシ保全活動や、啓発活動の推進
4	自然とのふれあいの推進	葛川少年自然の家の運営	「ふるさと体験学習」「冒険塾」「小さい秋探検隊」などの事業の実施
		柳が崎湖畔公園整備事業	旧柳が崎水泳場跡地を利用した公園を整備する。
6	ごみ減量の推進	ごみ減量と資源再利用運動の推進	・ごみ減量と資源再利用推進会議との連携・リサイクルマーケットイン大津・ノーポイ運動街頭啓発・親子リサイクル教室の開催・生ごみ処理機購入補助
		事業所から排出されるごみ減量	事業所から排出されるごみの減量化を推進するため、事業者へのパンフレット配布などの啓発を進める。また、業種毎の排出実態状況等を把握し、ごみの減量指導を行う。
		農業集落排水処理施設から発生する汚泥のコンポスト化	農業集落排水処理施設から発生する汚泥をコンポスト化し、肥料として農地に還元するとともに処理水も農業用水として再利用する。
7	省資源・省エネルギーの推進	市役所における省エネルギーの推進	「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」に掲げる目標達成のため、空調の適正使用や不要場所での消灯などの省エネルギーを大津市独自の環境マネジメントシステムの手法により推進する。

施策番号	基本施策	事業名	事業概要
7	省資源・省エネルギーの推進	都市ガスへの燃料転換の推進	・産業用、業務用で使用されている油燃料等を天然ガス化することにより環境負荷を低減する。 ・高効率エネルギーシステムの導入を促進し、省エネルギーの推進を図る。
		新エネルギーの利用促進	市有施設への太陽光発電システム設置工事を実施する。
8	環境への負荷の少ない都市基盤づくりの推進	交通バリアフリー推進事業	膳所駅周辺地区において、歩道、建築物についてのバリアフリー整備方針を定めた基本構想を策定する。また、大津駅周辺地区においても、バリアフリー新法に対応した基本構想を策定する。
		街並み側溝整備事業	現存の街並み保存を図りながら、計画的な側溝整備を実施する。
		団地内道路整備事業	既存団地における側溝や舗装整備を計画的に実施する。
		幹線道路・生活道路の整備	幹線道路・生活道路の整備を行う。
		ひとに優しい道づくり	歩道の設置及び改良を行う。
9	水環境の保全と創造	公園整備事業	公園整備に際して、透水性舗装等により、市街地の雨水の地下浸透に努め、さらに、積極的な植栽を実施することで、水循環機能の保全に努める。
		雨水貯留浸透施設整備事業	公共施設へ雨水貯留浸透施設を設置するとともに、市民や事業所への助成を行う。
10	地球温暖化の防止	住宅用太陽光発電システム補助事業	住宅への太陽光発電システム設置に対し、補助を行う。
		天然ガス自動車の普及促進	普及促進のため、企業局からの補助金制度により、ガソリン車等との価格差を縮める。
		公共交通機関の利用の促進	浜大津パーク＆ライドの利用促進
14	環境汚染の未然防止	廃棄物収集情報管理システム	ごみコールセンターと地図情報システムを活用した「廃棄物収集情報管理システム」を駆使して処理対応の迅速化、市民サービスの向上に努める。
15	大気環境の保全	大気汚染常時監視に伴う監視・観測体制の維持管理	大気汚染状況を把握するため大気自動測定局を設置し、常時監視を継続して実施する。
16	水環境の保全	農業集落排水事業	浄化槽法に基づき維持管理を実施、富栄養化防止対策として、窒素、リン等を除去する高度処理の実施
		公共下水道の整備促進	下水道普及率の早期100%の達成を目指し、公共下水道の整備促進を図る。

施策番号	基本施策	事業名	事業概要
16	水環境の保全	合流式下水道改善事業	合流区域から排出される年間汚濁負荷量を分流式下水道レベルまで低減するため、改善対策を進める。
19	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物適正処理推進事業	監視パトロールや処理対策、予防対策を強化とともに、地域の不法投棄等監視員、警察との連携により、適正処理の推進を図る。
22	安全性の高い土地利用等の推進	土砂等による土地の埋立て等の規制の強化	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止することで、市民の生活の安全を確保します。
		雨水渠等の整備	市内浸水河川 6 河川について、市街地の浸水防除を目的に整備を進める。
		災害に強いまちづくり整備計画	地域防災マップ・カルテの修正業務及び防災意識啓発を行う。
		既存建築物の耐震対策の推進	既存建築物耐震診断促進事業及び木造住宅耐震診断員派遣事業・耐震改修事業の実施
23	歴史・文化環境の保全と継承	史跡・遺跡の整備	近江国府跡 国庁跡 惣山遺跡 青江遺跡 中路遺跡、穴太廃寺跡、山ノ神遺跡について、整備用地の公有化を行う。
		遺跡等の調査・研究	開発行為に対して事前に発掘調査を実施し、遺跡の性格・範囲等を把握し保存のための資料とする。
25	景観の形成	景観形成の地区別実施計画の実施	実施計画の策定を行った堅田・坂本両地区において、地域住民とともに景観づくりのための町並みを保存していくルールの適応の区域の拡大のため、まちづくりに関する説明会や協議会を開催する。
		屋外広告物等の規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・専任職員の簡易除去活動に併せ、違反屋外広告物除去ボランティア「大津まちなかスッキリ士隊」により、違反屋外広告物対策を徹底する。 ・より良い屋外広告物を表彰し、増やすことが違反広告物を減らすことにつながることから優良屋外広告物の顕彰制度を実施する。
26	美化の推進	河川愛護運動の推進	河川愛護団体・河川愛護団体連合会への支援の実施
		路上喫煙等の防止	J R 駅前等 9 区域での禁止区域、並びにこれら区域以外でも路上喫煙等をしないように努める努力義務を定めた条例に基づき、市民等の安心かつ安全で健康な生活・まちの環境美化を進める。

施策番号	基本施策	事業名	事業概要
29	環境文化の創造	環境情報システム整備事業	環境情報システムw e b版「かんきょう宝箱」による情報収集・提供、環境人ホームページとその携帯サイトによる環境教育情報提供
30	子どもの遊び 環境の確保	児童遊園地の整備	安全を最優先に適切な維持管理に努める。
32	環境学習・教育 の推進	大津環境人育成方針に基づく事業	親子・家族参加による自然家族事業として「里の日」等の事業を実施
		大津こども環境探偵団事業	自らの生活の中で環境に積極的に関わり、行動できる「こども環境リーダー」を育成する。
		指導者研修会の実施	子育てに関わる指導者を対象とした自然体験型環境学習指導者養成研修会の実施
34	環境保全活動 の推進	琵琶湖を美しくする運動の推進	市内全域において、市民参加の一斉清掃を実施する。
35	環境保全型行政の創造	環境商品購入推進事業	単価契約商品に環境商品を採用し、グリーン購入を推進する。

1 環境関係法令等の体系



2 大津市環境基本条例

平成 7 年 9 月 25 日
条例第 39 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)

第 2 章 良好的な環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 環境基本計画(第 7 条)

第 2 節 環境上の基準(第 8 条)

第 3 節 環境への配慮(第 9 条～第 11 条)

第 4 節 良好的な環境の保全と創造を推進するための施策(第 12 条～第 16 条)

第 5 節 地球環境保全に関する地域行動計画等(第 17 条・第 18 条)

第 3 章 環境審議会(第 19 条)

第 4 章 雜則(第 20 条・第 21 条)

眼前に広遼と広がる琵琶湖とその豊かな水の源である緑の山々に囲まれ、大津の人々は、その恵の中で、文化を育み、長い歴史の中を生きてきた。ところが、近年の科学技術の発達は、生活を豊かにし、利便性を高めたが、環境への負荷を急激に高め、琵琶湖の汚染のみならず、地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、人と自然との共生を基本的な考え方とし、本市にかかるあらゆる人々が、協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。そのためには、先人達が生活と一体のものとして維持してきた身近な環境を生活とのかかわりから見直し、その知恵や考え方を学びながら、新しい時代にふさわしい環境文化、すなわち環境にやさしい生活文化を創造していく必要がある。もとより、すべての市民は、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このような人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

これらの認識のもとに、豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における良好な環境の保全と創造について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 良好的な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。

3 良好的な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。

4 良好的な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化及び歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるように適切に行われなければならない。

5 良好的な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない社会が構築されるように適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の意見を尊重して、良好な環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して良好な環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全と創造への取組みを支援するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全と創造に積極的に取り組み、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策及び市民が実施する良好な環境の保全と創造に関する活動に協力しなければならない。

第2章 良好的な環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第7条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好的な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する大津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境上の基準

第8条 市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるように努めなければならない。

2 前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第3節 環境への配慮

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第9条 市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮すべき指針を策定する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市民又は事業者は、その日常生活又は事業活動を前項の環境に配慮すべき指針に適合させるように努めなければならない。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

2 市は、前項の規定に基づく環境への配慮が適切に行われているかについて、自ら調査するための体制を設けるように努めなければならない。

(事業者の環境への配慮のための体制の整備の促進)

第11条 市は、事業者が物の製造、加工、流通、販売等の各段階において環境への負荷を増大させないようにその事業活動の指針を策定し、及び評価する等環境への配慮のための体制を整備するようにするため、その促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 良好的な環境の保全と創造を推進するための施策

(良好的な環境の保全と創造に関する教育及び学習)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の活動への指導及び助成)

第 13 条 市は、市民の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるよう、指導、助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第 14 条 市は、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習が振興するようするため、並びに市民及び事業者の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるようするため、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を的確に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査、情報収集、試験及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第 16 条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 5 節 地球環境保全に関する地域行動計画等

(地域行動計画)

第 17 条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための地域行動計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、前項の地域行動計画に適合するように努めるものとする。

(国際的な情報交換等)

第 18 条 市は、地球環境保全に資するため、国際的な情報交換、技術交流等を促進するよう努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

第 19 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全について、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、大津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し識見を有する者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) 市長が行う委員の公募に応募した市民

6 前項第 3 号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

- 7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雜則

(推進体制)

第20条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

3 大津市の環境行政の推移

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
明治 35			・人曳きによる荷車でじん芥収集を実施			
昭和 2			・牛馬によるじん芥収集を実施			
8			・自然通風式(バッチ式)焼却炉を松本町(15t/日)及び膳所中の庄(7.5t/日×2基)に建設			
23			・トラックによるじん芥収集を実施(週2回に増加)			
25 .4					民生部 衛生課	
29 .4			・清掃法施行により、し尿処理が市町村固有の事務となる			
.12			・天津市清掃条例公布 くみ取り手数料は従量制			
30 .1			・し尿収集業務を天津市農協連し尿部に委託			
32 .9			・し尿収集業務の一部を民間業者に許可し、収集地域を農協連し尿部と二分			
33 .9			・し尿収集業務を民間業者に全面許可			
36			・膳所上別保町にバッチ式焼却炉(80t/日)を設置			
37 .4					民生部 清掃課	
38 .1			・くみ取り手数料に定額制を取り入れる			
.4			・ごみの分別収集開始。燃やせないごみを月1回収集			
39 .4			・田上羽栗町に天津市衛生処理場(90kℓ／日の加湿式消化法)開設			
40 .4					民生部 環境衛生課	
.12			・し尿収集の効率化を図るため市直営による中継業務(中継槽から処理場までの運搬)を実施			
41 .12			・特殊車(通称パッカー車)を購入 ・堅田町にバッチ式焼却炉の堅田じん芥焼却炉(6t/8hr)を建設			
42 .3			・天津市衛生処理場の二次処理方式を活性汚泥処理方式に改良			
.4	企画室開発課 公害係				瀬田、堅田両町と合併	
.8						・公害対策基本法公布
43 .4	企画室交通公 害課公害係					
.8			・仰木町に仰木不燃物処分地(埋立容量15,180m ³)開設			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
44 .3						・県公害防止条例制定
.4	・騒音規制法地域指定(法指定の最初) ・大津市公共下水道供用開始					
.5			・燃やせないごみの収集回数を月1回から月2回に増加			
.6			・廐所上別保町に連続式機械炉(180t/日)へ建替完成			
.9			・中継業務を市直営から許可業者へ引き継ぐ			
45 .12						・公害関係法14法律制定、改正(公害国会)
46 .2	・緑のまちづくり計画策定					
.4		民生部公害課・公害研究室設置				
.6			・一部地域で夜間収集を開始			
.7						・環境庁設置
.9			・石山寺辺町に寺辺不燃物処分地(埋立容量15,180m ³)開設			・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法の全面改正)
47 .1		公害対策調査会発足				
.8	・母乳調査、住民検診実施					
.11			・廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定・施行			
.12						・公害防止条例全面改正
48 .4		経済部公害課企画部企画室自然保護対策室		環境整備部環境整備課		
.7		公害対策審議会発足				
.8	・市役所にオキシダント計設置					
.12	・環境保全基本条例公布					
49 .2	・生活環境条例公布	環境審議会発足				
.3						・市総合計画発展計画策定
.4		企画部都市環境対策室自然保護係	・浜町に下水道投入所設置(マンホール投入を行なう) ・大津市衛生処理場を湿式酸化処理方式に改造、名称を大津市南部衛生プラントに改める			
50 .3	・自然保護条例公布 ・公害防止協定第1号					

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
50 .6	・緑化推進計画策定					
.7	・公害監視委員会発足					
51 .4			・仰木町に大津市北部衛生プラント(54kℓ／日の湿式酸化処理方式)開設			
.7			・浄化槽設置届取扱事務が保健所より大津市に移管			
.11	・公害防止協定(天手10社)					
52 .4	市民部公害課					
.5						・琵琶湖に赤潮発生
.9	・公害防止協定(天手11社)					
.10			・大津市議会で「ごみ非常事態宣言」を議決			
.11	自然環境保護指導員委嘱		・寺辺不燃物処分地閉鎖			
.12			・大津市・志賀町清掃センター組合(一部事務組合)設立			
53 .7			・(財)大津市産業廃棄物処理公社設立			
.10			・大型ごみ定期収集開始(1回/年)			
54 .4					「じ尿」が環境衛生課業務となる	
.7						・「琵琶湖条例」公布
.12			・堅田不燃物処分地(埋立容量90,630m ³)開設			
55 .4	公害課改組、自然保護事務は緑地公園課へ		・仰木不燃物処分地閉鎖			
.8	・市独自の河川環境基準告示、8河川類型指定					
.10			・大型ごみのうち資源(洗濯機、冷蔵庫)の分別収集を開始			
.12			・膳所上別保町に資源回収センターを開設			
56 .1					環境整備部 環境整備課 計画課	
.3			・大津市・志賀町「廃棄物処理基本計画」を策定			・「アセスメント要綱」制定
.5			・「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足			
.6						・西大津バイパス一部供用開始
.12			・ごみ収集体系見直し			
57 .4			・かん、びんの分別収集を開始(月1回)			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
57 .4			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市北部衛生プラントに三次処理施設設置 			
.5			<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみの指定紙袋排出制を実施 			
.6			<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせないごみの収集回数月2回から月4回に増加(燃やせないごみにプラスチックを入れる) ・堅田不燃物処分地閉鎖 			
.7			<ul style="list-style-type: none"> ・石山内畠町に南部不燃物処分地(埋立容量約168,000m³)開設 			
.8	「魚とホタルの住む川づくり」報告書作成					
58 .3			<ul style="list-style-type: none"> ・南部不燃物処分地に溶融固化処理機を設置 			
.6	吾妻川親水河川工事完成					
.8						・南湖に大規模な「水の華」発生
.11			<ul style="list-style-type: none"> ・大石中町に産業廃棄物処理施設として大津クリーンセンター(連続式燃焼ストーカ炉75t/日、埋立容量194,000m³)を開設 			
.12	生活環境条例改正(事前協議制度等)					
59 .4	・大気汚染防止法政令市指定		<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみの収集回数を年2回から年3回に増加 			
.5	・アメニティー・タウン計画モデル市指定					
.7						・湖沼法公布
60 .1						・琵琶湖史上2番目の渇水
.3	・河川環境基準2河川追加類型指定					
.4					環境整備部 庶務課 環境整備課 建設課	
.5	・アメニティー・タウン計画公表		<ul style="list-style-type: none"> ・伊香立下龍華町に大津市・志賀町清掃センター組合最終処分場(埋立容量約149,000m³)開設 ・燃やせないごみの収集回数月4回から週1回に変更 ・廃乾電池の分別回収を実施 かん、びんを月の前半(第1・2週)、後半(第3・4週)に分け収集 			
.7						・風景条例施行
.10						・浄化槽法施行
.11			・大津市清掃工場改築工事			
.12			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市南部衛生プラントを低希釈二段活性汚泥法+高度処理に更新 			・琵琶湖が湖沼法指定湖沼となる

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
61 .3	・河川愛護団体連合会結成					
.4	・水質汚濁防止法政令市指定	企画市民部住みよい環境課	・大津クリーンセンター内に再資源化施設を開設			
.12			・大津市・志賀町清掃センター組合焼却施設建設工事着工			
62 .4			・「大津市・志賀町清掃センター組合」を「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更			
.6			・南部不燃物処分地を閉鎖			・「湖国環境プラン」策定
.10					・なぎさ公園着工	
63 .1	・天気監視石山局南郷局設置					
.3			・大津市清掃工場建替え完了(処理能力180t/日)			
.4	・大気テレメータ中央監視室設置 ・生活廃水対策重点地域に指定		・環境美化センターに「美化班」を設置 ・大津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱を施行			
.8					・京滋バイパス開通	
平成元 .3			・行政事務組合クリーンセンター焼却施設完成(処理能力170t/日)		・湖西道路開通	・ゴルフ場農薬指導要綱制定
.6			・石山外畠町に第2南部不燃物処分地(埋立容量約57,000m ³)開設			
.10	・大津市特定旅館建築規制条例施行					
2 .1			・フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)事業供用開始			
.4			・行政事務組合クリーンセンターの余熱利用施設として、伊香立老人憩の家「やまゆり荘」開設			
.5	・大津こども環境探偵団発足(以後、毎年募集) ・伊香立生津町「近隣景観協定」知事認可					
.10			・牛乳パック回収資源化運動の支援開始			・滋賀県浄化槽取扱要綱改正
.11	・環境スタンプラリーキング開催(以後、平成8年度まで毎年開催)					
.12			・大津市清掃工場の余熱利用施設として富士見温水プール(25m×4コース・老人憩の家併設)完成 ・大津市北部衛生プラントで下水道投入処理実験を開始		・大津市総合計画基本計画策定	

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境への気配りチェック表作成 ・「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」開始（以後、毎年実施） 					
.3	・環境監視センター完成		<ul style="list-style-type: none"> ・大津市・志賀町「一般廃棄物処理基本計画」策定 			
.4			<ul style="list-style-type: none"> ・行政事務組合クリーンセンター粗大ごみ処理施設開設 			<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源の利用の促進に関する法律制定
.7	・おおつ環境塾開講（以後、毎年開講）					
.8	・身近な環境調査員制度発足					
.10						<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法全面改正
.11			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市北部衛生プラントで下水道投入処理（試験）を開始 			
.12			<ul style="list-style-type: none"> ・「紙の日」運動開始 			
4.3			<ul style="list-style-type: none"> ・浜町下水道投入所閉鎖 			
.4			<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ分別区分統一 ・葛川地域 し尿収集・運搬業務委託 			
.6						<ul style="list-style-type: none"> ・地球サミット開催
.7						<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ保全条例施行 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
.9			<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)新南部(大田)廃棄物処分地着工 ・リサイクルマーケット・イン大津開催（以後、毎年開催） 			
.10	・大津市が「アメニティー優良地方公共団体」表彰を受ける					
.12			<ul style="list-style-type: none"> ・(財)大津市産業廃棄物処理公社大石淀町最終処分場着工 			
5.2	・地球環境へのやさしさ貢献度チェック表作成					
.3			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市・志賀町行政事務組合「志賀聖苑」完成(H5.4開場) 			
.4			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市古紙再資源促進補助制度開始 ・大津市南部衛生プラント運転管理業務業者委託 			
.11						<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法制定
6.3	・「大津市の環境づくり」 庁内検討会報告書					
.4						<ul style="list-style-type: none"> ・「アジェンダ21滋賀」策定 ・環境にやさしい物品購入指針策定

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
6 .6			・「大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の制定			
.7			・石山外畠町の第2南部不燃物処分地埋立完了			
.8			・大津市大石曾東町に大津市大田廃棄物最終処分場を開設(埋立容量一期分約225,600m ³) ・大石淀町に(財)大津市産業廃棄物処理公社最終処分場を開設(埋立容量第一期分約117,000m ³) ・大津市北部衛生プラントの前処理施設を改築し、湿式酸化処理方式を標準脱窒素処理方式に変更			
.9			・「改正条例規則」施行			・9月15日琵琶湖水位マイナス123cmを記録
.10	・「環境まさがじ」を実施					
.11	・延暦寺が世界遺産に指定される					・環境基本計画閣議決定
7 .1	・環境審議会から「大津市の今日的環境施策推進のあり方について」答申		・阪神・淡路大震災ごみ処理支援(~11月)			
.3	・ふるさと環境シンポジウム開催		・「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の制定 (施行6月)			
.6						・「容器包装リサイクル法」公布
.9	・大津市環境基本条例制定					
.10	・環境審議会から「環境学習の推進及び環境情報施策のあり方について」答申 ・大津市環境情報システム開発開始		・堅田じん芥焼却場廃止	環境整備部 庶務課 環境整備課 環境美化センター		
8 .1			・堅田不燃物処分地廃止			
.2			・廃棄物減量等推進審議会発足			
.3						・滋賀県環境基本条例制定
.4			・廃棄物処理手数料等の改正			
.7	・環境情報システム「大津のかんきょう宝箱」オープン					
.10			・容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定			
9 .2	・「大津市河川愛護団体連合会結成10周年記念シンポジウム」開催					

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
9.3			・合理化事業計画策定に伴う協定締結(し尿)			
4.	・機構改革により「環境部」が設置される	環境部 環境企画課 環境保全課 環境監視 センター	・大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例一部改正	環境部 環境企画課 建設室 ごみ対策課 環境美化 センター		・滋賀県浄化槽取扱要綱改正 ・琵琶湖環境部設置
6.	・「大津市河川愛護団体連合会」が「水環境賞」受賞					・環境影響評価法公布(11年6月全面施行)
8.	・「大津こども環境人交流会」開催					
11.	・環境審議会から「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直し」答申					
12.	・大津市環境施策推進本部設置(本部長:助役)					
10.3			・湖南衛生プラント組合脱退			
4.			・ペットボトル分別収集開始(びんと一括収集) ・(財)大津市産業廃棄物処理公社ダイオキシン対策施設改修工事着工(H10.6完成)			
6.			・大津市清掃工場ダイオキシン対策施設改修工事着工(H11.6完成)			
9.	・「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」を全部改正(H11.6施行)					
10.					・市制施行100年	・地球温暖化対策推進法制定
12.						・環境影響評価条例制定
11.3	・環境審議会から「環境基本条例に基づく環境基本計画について」答申 ・「大津市環境基本計画」、「大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】」、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」策定					
4.			・大津市北部衛生プラントでのし尿等の処理休止			
6.	・環境施策推進本部に率先実行計画推進体制を整備		・大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターダイオキシン工事着工(H13.3完成)			
7.						・ダイオキシン対策特別措置法成立

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
11.10	・大気環境監視システム 中央処理装置更新				・自転車放置 防止条例制 定	・「滋賀グリーン 購入ネットワー ク」設立
.12						
12.2						・「琵琶湖ラム サール条約連 絡協議会」設立
.3	・『アジェンダ21おおつ』 (大津市地球環境保全地 域行動計画)策定 ・「大津市農業農村環境整 備計画」策定				・第三次国土 利用計画を 議決	
.4	・「緑の基本計画」策定		・「びん・ペット」を「無色透明び ん・ペット」「有色びん・ペット」 に分別し、透明袋収集に変更		・「大津市都 市計画マス タープラン」 策定	・大津市で「G8 環境大臣会合」 開催
.5			・家庭用生ごみ処理機活用事業 補助金の交付			
.12			・大津市・志賀町行政事務組合 最終処分場増設2期工事完工			
13.2	・環境保全協定の締結 (21社)					
.3			・「ごみ処理基本計画」策定			
.4	・「大津市指定化学物質等 の適正な管理に関する 指針」策定	環境部ISO取 得推進室	・家電リサイクル法施行に伴う 対応 ・大型ごみ以外のすべてのごみ を指定ごみ袋にて収集 ・廃棄物処理手数料の改正 ・浄化槽設置届出書の受理等 の事務が市に権限委譲 ・大津市浄化槽取扱要綱の制 定	環境部 新清掃工場 建設準備室 ISO取得 推進室	・特例市に移 行	・家電リサイクル 法施行
.11						
.12	・「大津市生活排水対策推 進計画」策定		・合理化事業計画策定に伴う協 定締結(浄化槽汚泥)			・大津市で「世界 湖沼会議」の開 催
14.5	・大津市河川愛護団体連 合会結成15周年記念シ ンポジウム開催 ・おおつ環境フォーラム設 立		・最終処分場の延命化を図るた め、フェニックス(大阪湾広域 臨海環境整備センター)へ焼 却灰の搬入開始			
.9	・ISO14001市庁舎の認 証取得					
15.1			・「ペットボトル」の単独収集実 施			
.3						・第3回世界水 フォーラムの開 催
.4				・環境部 南部クリーン センター建設室		
.7			・大津市南部衛生プラントで ばっ氣槽改修(し尿・浄化槽汚 泥処理量減少に対応)			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
15.10	・「緑の基本計画」改訂					・大津市が10番目の「古都指定都市」に
16.1			・ごみコールセンター開設			
17.3			・大津市南部衛生プラント隣接地での多目的広場整備完了			
17.4	環境部 環境政策課 ・環境企画 グループ ・ISO グループ			環境部 生活衛生課 ごみ減量 推進課 施設整備課		
17.8	・アスベスト対策本部設置					・湖西道路が無料開放
18.3						・志賀町と合併
.11			・志賀衛生プラント竣工			
.12						・大津市総合計画・第四次国土利用計画を議決
19.1			・大津市北部クリーンセンター・プラスチック容器資源化施設竣工			
.2			・「プラスチック製容器包装」の分別収集開始(袋類、パック・カップ類、ボトル類の3品目)			
.3	・「大津市生活排水対策推進計画・し尿処理計画」見直し					・「大津市都市計画マスタートーリング」策定
.4	環境政策課と 環境保全課を 統合			環境部 不法投棄 対策室		
.10						・琵琶湖の市町境界確定
.11						・第27回全国豊かな海づくり大会開催
20.1	・「大津環境人を育む基本方針」策定		・「大型ごみ」の収集方法を戸別有料収集方式に変更			
.3	・ISO14001北部クリーンセンターの認証取得					・持続可能な滋賀社会ビジョン策定
20.6						・生物多様性基本法制定
20.7	・「大津こども環境人ホームページ」開設					
21.2						・滋賀県ビオトープネットワーク長期構想策定
21.4	環境部 環境政策課			環境部 廃棄物減量 推進課 産業廃棄物 対策課 不法投棄 対策課 衛生プラント	中核市に移行	

	環境保全行政		廃棄物行政		市の 重要事項	滋賀県・ 全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
21.7	・大津市路上喫煙等の防 止に関する条例施行					
21.10			・「プラスチック製容器包装」の 分別収集の範囲拡大(「プラ マーク」のあるもの全て)			
22.3	・大津市グリーンニュー ディール基金設置					
22.10	・大津市土砂等による土 地の埋立て等の規制に 関する条例(平成22年3 月一部改正)施行					

4 大津市環境審議会委員名簿

平成22年11月2日現在
(敬称略 五十音順)

区分	氏 名	役職等
学識経験者	青木 豊明	びわこ成蹊スポーツ大学教授
	井阪 尚司	前滋賀県環境学習支援センター所長
	井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部教授
	遠藤 修一	滋賀大学教育学部教授
	梶 哲教	大阪学院大学法学部准教授
	亀田佳代子	滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員
	津野 洋	京都大学大学院工学研究科教授
	東野 達	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
	樋口 能士	立命館大学理工学部准教授
	堀越 昌子	滋賀大学教育学部教授
各種団体推薦者	岩波 弘	大津市自治連合会
	勝馬 和子	大津市薬剤師会
	上村 照代	大津市地域女性団体連合会
	藤川 長隆	大津地区労働者福祉協議会
	藤本 秀弘	大津自然観察の会
	堀江 崇宏	大津青年会議所
	三上 征次	大津商工会議所
公募委員	太田 豊彦	市民公募
	林 幹朗	市民公募

5 大津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成22年4月1日現在
(敬称略、順不同)

区分	氏 名	役職等
1号 学識経験者	樋口 能士	立命館大学准教授 (理工学部 環境システム工学科)
	占部 武生	龍谷大学教授 (理工学部 環境ソリューション工学科)
	金谷 健	滋賀県立大学教授 (環境科学部 環境政策・計画学科)
2号 有識市民	奥村 利樹	ごみ減量と資源再利用推進会議副会長
	後藤 佳子	ごみ減量と資源再利用推進会議会員
	金子みすず	ごみ減量と資源再利用推進会議会員
	藤田 茂彦	大津市自治連合会 (堅田学区自治連合会長)
	青原みどり	大津市地域女性団体連合会 広報部副部長
	河本満津秀	(社) 大津青年会議所理事長
3号 事業団体推薦者	山本伊三郎	小学校長会 仰木小学校長 (くらしとごみ編集委員)
	三上 征次	大津商工会議所専務理事
	山口竹治郎	(社) 大津市商店街連盟副理事長
	西塚 哲夫	株式会社平和堂総務部環境推進室
4号 関係行政 機関職員	金田 宏治	大津市再生資源回収事業協同組合理事
	上田 正博	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長

6 大津市環境施策推進本部設置規則

平成 9 年 12 月 1 日

規則第 81 号

(設置)

第 1 条 良好的な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市環境施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画(大津市環境基本条例(平成 7 年条例第 39 号)第 7 条の規定に基づき策定したもの)の推進に関すること。
- (2) 環境にやさしい大津市役所率先実行計画(大津市環境基本条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、市自らが率先して良好な環境の保全と創造に取り組むために策定したもの)の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステム(ISO14001 に準拠した環境行動についての管理システム)の構築、維持等に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全と創造について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 代表幹事
- (5) 幹事
- (6) 率先実行計画推進責任者
- (7) 率先実行計画推進員

2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる者に対し市長が委嘱する。

5 代表幹事は、環境部政策監の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる者に対し市長が委嘱する。

7 率先実行計画推進責任者は、別表第 1 に掲げる職にある者(当該職にある者が、いないときは当該職に係る課又は室の課長補佐相当職以上の職位にある者(グループリーダーを置く課又は室において課長補佐相当職以上の職位にある者がいない場合にあっては、グループリーダー)のうちから市長が指名する者とし、2 人以上いるときはこれらの者のうちから市長が指名する者とする。)をもって充てる。

8 率先実行計画推進員は、大津市行政組織規則(昭和 61 年規則第 12 号)第 2 条第 1 項に規定する課、同条第 2 項に規定する分室、同条第 3 項に規定する出先機関、同条第

4 項に規定する支所及び同条第 5 項に規定するその他の機関(以下「課等」という。)にそれぞれ 1 人置く。

9 市長は、公営企業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び市議会議長に対し、その事務局等において第 7 項の率先実行計画推進責任者及び前項の率先実行計画推進員に該当する者を選任することを求めるものとする。

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を統括するとともに、本部員、代表幹事、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部の所掌事務を処理する。

4 代表幹事は、次項及び第 6 項に規定する事務を統括するとともに、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。

5 幹事は、調査、研究、企画、検討、その他本部の所掌事務を処理するため必要な事務を担当する。

6 率先実行計画推進責任者は、その者の属する部局に属する率先実行計画推進員を指揮監督し、当該部局における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。

7 率先実行計画推進員は、その者の属する課等における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議及び専門部会議とする。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、第 2 条に規定する事項について審議する。ただし、第 2 条第 3 号に規定する事項を審議する場合の本部員会議は、本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に關係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、本部員会議に諮る事項(第 2 条第 3 号に規定する事項を除く。)について審議する。

2 幹事会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会議に關係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会議)

第 8 条 専門部会議は、代表幹事及び幹事のうちから代表幹事が指名した者で構成し、幹事会議に諮る事項について審議する。

2 専門部会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

3 代表幹事は、必要があると認めるときは、専門部会議に關係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

別表第1(第3条関係)

部局	本部員	幹事	率先実行計画推進責任者
政策調整部	部長	企画調整課長	企画調整課長補佐
総務部	部長	総務課長 財政課長 管財課長 契約検査課長	総務課長補佐
市民部	部長	自治振興課長 国際文化交流課長	自治振興課長補佐
福祉子ども部	部長	福祉政策課長	福祉政策課長補佐
健康保険部	部長	健康長寿課長	健康長寿課長補佐
産業観光部	部長	産業政策課長 観光振興課長 農林水産課長 田園づくり振興課長	産業政策課長補佐
環境部		環境政策課長 廃棄物減量推進課長 産業廃棄物対策課長 不法投棄対策課長 施設整備課長	環境政策課長補佐
都市計画部	部長	都市計画課長 都市景観課長 市街地整備課長 公園緑地課長 開発調整課長 建築指導課長	都市計画課長補佐
建設部	部長	交通・建設監理課長 広域事業調整課長 道路建設課長 道路管理課長 建築課長 河川課長	交通・建設監理課長補佐
出納室	室長	次長	出納室副参事
市民病院	市民病院事務局長	病院総務課長	病院総務課長補佐

別表第2(第3条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
		営業開発課長
		下水道管理課長
		下水道整備課長
教育委員会事務局	教育部長	教育総務課長
		学校教育課長
		生涯学習課長
		歴史博物館長
消防局	消防局長	消防総務課長

7 大津市廃棄物等処理対策本部設置規則

昭和 55 年 10 月 1 日

規則第 44 号

(設置)

第 1 条 市内の家庭、事業所等から排出される廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）及び土砂等（大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 17 年条例第 90 号）第 2 条第 2 号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、本市に大津市廃棄物等処理対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 大津市総合計画基本構想等関係する諸計画との調整に関すること。
- (3) 市民及び事業者に対する廃棄物の処理に係る啓発のうち重要な事項に関すること。
- (4) 廃棄物及び土砂等の処理に係る行政処分のうち重要な事項に関すること。
- (5) 廃棄物及び土砂等の不適正処理の是正に関する調査及び実施計画に関すること。
- (6) 廃棄物及び土砂等の不適正処理の防止に関すること。
- (7) その他廃棄物及び土砂等の適正処理の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 代表幹事
- (5) 幹事

2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

5 代表幹事は、環境部政策監の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受け、本部の事務を総括し、部下を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 代表幹事は、次項に規定する幹事の事務を総括する。

5 幹事は、調査、研究その他本部の所掌事務を処理するために必要な事務を担当する。

(専門部)

第5条 必要に応じ、本部に専門部を設置することができる。

2 専門部に属する委員は、本部長が指名する。

3 専門部に専門部長を置き、専門部委員の互選によって定める。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議及び専門部会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部の所掌事務について審議する。

3 本部員会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

4 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、本部の所掌事務を推進するため必要な事項で本部長が必要と認めるものについて審議する。

5 幹事会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

6 専門部会議は、専門部長が招集し、専門部長がその議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長、代表幹事又は専門部長は、必要があると認めるときは、本部員会議、幹事会議又は専門部会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

(職員)

第9条 事務局に局長を置き、環境部不法投棄対策課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第10条 事務局の庶務は、環境部不法投棄対策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

別表第1 (第3条関係)

部局	本部員	幹事
政策調整部	政策調整部長	企画調整課長
総務部	総務部長	総務課長 危機・防災対策課長 財政課長 管財課長
市民部	市民部長	自治振興課長
福祉子ども部	福祉子ども部長	福祉政策課長
健康保険部	健康保険部長	健康長寿課長 保健所保健総務課長
産業観光部	産業観光部長	産業政策課長 農林水産課長 田園づくり振興課長
環境部	環境部長	環境政策課長 廃棄物減量推進課長 産業廃棄物対策課長
都市計画部	都市計画部長	都市計画課長 公園緑地課長 住宅課長 開発調整課長 建築指導課長
建設部	建設部長	交通・建設監理課長 路政課長 道路管理課長 河川課長

別表第2 (第3条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
消防局	消防局長	消防総務課長 予防課長
教育委員会事務局	教育部長	教育総務課長 文化財保護課長
農業委員会事務局	事務局長	事務局次長

8 大津市の環境施策推進状況

大津市環境基本計画における基本施策の推進状況

番号	基本施策	指標の内容	指標把握の考え方	計画策定期の実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	多様な自然環境の体系的な保全	植生の相対自然度	環境省実施の「自然環境保全基礎調査」等をもとにメッシュごとの相対自然度を算出し、自然度ごとのメッシュ数および相対自然度平均値を把握する	(H7) 相対自然度10.9:3メッシュ／8,7,6:240メッシュ／5,4:64メッシュ／3,2,1:76メッシュ、相対自然度メッシュ平均値:5.70 (S49) 相対自然度メッシュ平均値:6.78	調査していない	(H20・新大津市) 相対自然度10.9:15メッシュ／8,7,6:282メッシュ／5,4:80メッシュ／3,2,1:76メッシュ、相対自然度メッシュ平均値:5.83	調査していない
1	多様な自然環境の体系的な保全	緑被率	環境省実施の「自然環境保全基礎調査」等をもとに市全域緑被率および市街化区域緑比率を把握する	(H7) 大津市全域緑被率:約78% 市街化区域緑被率:約30%	調査していない	(H20・新大津市) 大津市全域緑被率:82.3% 市街化区域緑被率:33.4%	調査していない
2	生物の多様性の確保	身近な生き物生息状況	インターネットによる情報収集の実施有無を把握する	(H10) 木鳥・ヨシユスリカ、赤とんぼ、水辺の鳥、タンボホ、ツバメ、魚、サクラ、身近な鳥、セミ	●身近な生き物 14項目・その他1項目(累計) ●Web版「かんきょう宝箱」により身近な生き物生息状況を含めた環境情報を収集・提供	●身近な生き物 14項目・その他1項目(累計) ●Web版「かんきょう宝箱」により身近な生き物生息状況を含めた環境情報を収集・提供	●身近な生き物 14項目・その他1項目(累計) ●Web版「かんきょう宝箱」により身近な生き物生息状況を含めた環境情報を収集・提供
2	生物の多様性の確保	希少動植物の生息状況	「滋賀県で大切にすべき野生生物」または、別途調査結果をもとに、希少種動植物数を把握する	(H7)植物 45種 (H8)哺乳類10種、両生類6種、昆虫類46種	調査していない	自然環境植生調査で確認された貴重植物 17種	自然環境動物調査で確認された重要な種 80科182種
3	ビオトープの保全と創造	ビオトープ整備数	関係課が実施するビオトープの再生または整備の累積数を把握する(ビオトープの定義は基本計画P41の図とする)	(H10) [河川等]-堅田湖内、横田川、丈丈川 [公園]遊歩公園、月輪大池、一里山公園 [ため池]平野古池 [学校]逢坂小学校 【計8箇所】	【計21箇所】 (伊香立公園内の自然生態園は整備完了(ただし、大津市への引き渡しは平成21年度))	【計21箇所】 (伊香立公園内の自然生態園は整備完了(ただし、大津市への引き渡しは平成21年度))	伊香立公園内の自然生態園の供用開始
4	自然とのふれあいの推進	自然とふれあう活動参加者数	関係課実施の自然観察会の開催数、参加延べ人数を把握する	(H9)2回80人(H10)1回43人	2回 67人(水鳥観察会は荒天のため中止)	2回 53人(秋の観察会は中止)	3回 53人
4	自然とのふれあいの推進	市民農園等の数と面積	市民農園の箇所数、面積、区画数を把握する	(H10) 滋賀里他10箇所 14,032m ² , 439区画	滋賀里他9箇所 14,786m ² , 444区画	滋賀里他7箇所 11,710m ² , 403区画	滋賀里他7箇所 11,710m ² , 402区画
5	環境に配慮した土地利用の推進	用途別土地利用の面積	土地利用現況把握調査(国土法に基づく全国調査)に基づく調査結果に基づき、「農用地・森林・水面・道路・宅地・その他」の区分ごとの割合を把握する※	(H8) 農地 2,146ha 森林 20,403ha 原野 14ha 水面 772ha 宅地 2,849ha 道路 1,252ha その他 2,793ha	調査していない。	調査していない。	調査していない。
6	ごみ減量の推進	ごみ減量・リサイクル量	市民が行うごみ減量・リサイクル量(集団資源回収量(新聞・雑誌・ダンボール) +牛乳パック回収量)および市が行なうごみ減量・リサイクル量(資源物として市民が分別した廃棄物(かん・びん・ペットボトル・その他ラスチック・大型ごみ)の市の受け入れ・選別後の資源化量+刈草剪定枝搬入量)の年間値を把握する	(H10) 市民リサイクル量 11,354t 市リサイクル量 3,688t 計 15,042t	市民リサイクル量 14,052t 市リサイクル量 6,139t 計 20,191t	市民リサイクル量 13,540t 市リサイクル量 5,601t 計 19,141t	市民リサイクル量 12,769t 市リサイクル量 5,358t 計 18,127t
6	ごみ減量の推進	1人1日あたりごみ排出量及び処分量	市施設に搬入されたごみ排出量(事業系を含む)および埋立処分量の1人1日あたりの値を把握する	(H10) 1人1日あたりのごみ排出量 1,084g/人・日 1人1日あたりの処分量 1,049g/人・日	1人1日あたりのごみ排出量 1,066g/人・日 1人1日あたりの処分量 899g/人・日	1人1日あたりのごみ排出量 981g/人・日 1人1日あたりの処分量 824g/人・日	1人1日あたりのごみ排出量 961g/人・日 1人1日あたりの処分量 831g/人・日
7	省資源・省エネルギーの推進	エネルギー消費量	大津市統計年鑑等から用途別エネルギー使用量(電気・ガス・ガソリン)の年間値を把握する	(H11) 年間エネルギー消費量 $12,869 \times 10^6$ (MJ)	年間エネルギー消費量 $16,289 \times 10^6$ (MJ)	年間エネルギー消費量 $15,651 \times 10^6$ (MJ)	集計中
8	環境への負荷の少ない都市基盤づくりの推進	自転車駐車場駐車可能台数及び利用実績	市整備(道路管理課)の有料・無料の自転車駐車場の利用可能台数、並びに有料の自転車駐車場の年間利用実績を把握する	(H10) 自転車駐車可能台数12,680台 (自転車8,413台、バイク2,985台、一時預かり1,282台) 年間利用台数1,929千台	自転車駐車可能台数15,518台 (自転車11,154台、バイク 3,045台、一時預かり 1,319台) 年間利用台数 3,787千台	自転車駐車可能台数15,103台 (自転車 10,898台、バイク 2,917台、一時預かり 1,288台) 年間利用台数 3,714千台	自転車駐車可能台数15,195台 (自転車 10,990台、バイク 2,917台、一時預かり 1,288台) 年間利用台数 3,673千台
8	環境への負荷の少ない都市基盤づくりの推進	公共交通機関利用者数	JR全駅・京阪一部駅(坂本・近江神宮前・浜大津・JR 37,106千人 京阪膳所・京阪石山・石山寺)の年間乗車人數を把握する	JR 42,438千人 京阪電車(坂本・近江神宮前・浜大津・京阪膳所・京阪石山・石山寺) 4,929,625人	JR 42,253千人 京阪電車(坂本・近江神宮前・浜大津・京阪膳所・京阪石山・石山寺) 5,165千人	JR 集計中 京阪電車 集計中	

番号	基本施策	指標の内容	指標把握の考え方	計画策定時の実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度
8	環境への負荷の少ない都市基盤づくりの推進	都市計画道路整備率	計画決定をしている道路延長に対する概算済み及び整備済み道路延長の割合を把握する	(H9.3) 約40%	(H20.3) 45. 54%	(H21.3) 44. 02%	(H22.3) 47. 87%
9	水循環の保全と創造	森林面積	土地利用現況把握調査(国土法に基づく全国調査)に基づく調査結果より森林面積を把握する ※	(H8) 森林面積 20,403ha(68.36%) (H11) 森林面積 20,630ha(68.23%)	調査していない。	調査していない	調査していない
9	水循環の保全と創造	1人1日あたり水道使用量	年間の家庭用給水量および給水人口から1人1日あたり水道使用量を把握する	(H10) 1人1日あたり水道使用量 2,79リットル／人・日	1人1日あたり水道使用量 2,61リットル／人・日	1人1日あたり水道使用量 2,58リットル／人・日	1人1日あたり水道使用量 2,55リットル／人・日
10	地球温暖化の防止	二酸化炭素排出量	環境省ガイドラインに従い、市域の年間CO ₂ 全排出量および一人あたりの排出量を把握する	(H7) 大津市全体二酸化炭素排出量 1,569千トン-CO ₂ 市民一人あたり5.63トン-CO ₂	(平成21年度調査実施) 大津市全体二酸化炭素排出量 1,992千トン-CO ₂ 市民一人あたり 6.07トン-CO ₂	調査していない	調査していない
11	オゾン層の保護	フロン回収量(処理台数)	1年間にフロン回収・破壊を行った廃冷蔵庫および廃エアコンの台数を把握する	(H10) 廃冷蔵庫処理台数 2,562台 廃エアコン処理台数 356台	廃冷蔵庫処理台数 0台 廃エアコン処理台数 0台	廃冷蔵庫処理台数 7台 廃エアコン処理台数 0台	廃冷蔵庫処理台数 0台 廃エアコン処理台数 0台
12	その他地球環境問題の取り組み	窒素酸化物、硫黄酸化物総排出量	大気汚染物質排出量総合調査結果により、大気汚染防止法に基づく工場・事業場からのNOx、SOx排出量総量の年間値を把握する	(H8) NO _x :608,540.4? /年、 SO ₂ :515,983.9? /年	調査していない	調査していない。	調査していない。
13	地球的なパートナーシップの推進	国際的情報交換等参加者数	市内で1年間に開催された国際会議、講演会、イベント等の開催数、参加者数を把握する	(H10.10) 「第7回世界地方都市十字路会議」開催	該当なし	該当なし	該当なし
14	環境汚染の未然防止	公害苦情総件数	環境分野別の苦情の全件数および典型7公害件数を把握する	(H10) 典型7公害 97件 合計 185件	典型7公害 120件 合計 232件	典型7公害 119件 合計 240件	典型7公害 99件 合計 227件
14	環境汚染の未然防止	ISO14001認証取得事業者数	(財)日本適合性認定協会資料より、所在地が大津市の事業所件数を把握する	(H11.1) 大津市内7件	(H20.5末) 大津市内取得事業数 累計6 3件 ※日本適合性認定協会HPより	(H21.4末) 大津市内取得事業数 累計6 1件 ※日本適合性認定協会HPより	(H22.3末) 大津市内取得事業数 累計5 5件 ※日本適合性認定協会HPより
15	大気環境の保全	大気汚染物質濃度	大気環境常時監視調査結果より、調査項目別の測定期数および環境基準不適合局数を把握する	(H10) 環境基準不適合局数: 光化学オキシダント-6局、 浮遊粒子状物質-2局	測定期数: 硫素酸化物5、浮遊粒子状物質5、オキシダント4、 一酸化炭素2、 環境基準不適合局数: オキシダント4	測定期数: 硫素酸化物6、浮遊粒子状物質6、オキシダント4、 一酸化炭素3、 環境基準不適合局数: オキシダント4	測定期数: 硫素酸化物6、浮遊粒子状物質6、オキシダント4、 一酸化炭素3、 環境基準不適合局数: オキシダント4
15	大気環境の保全	ベンゼン等有害大気汚染物質濃度	有害大気汚染物質調査結果より、調査項目別の環境基準不適合有無を把握する	(H10) 環境基準不適合項目数:0	環境基準不適合項目数:0	環境基準不適合項目数:0	環境基準不適合項目数:0
15	大気環境の保全	悪臭苦情件数	悪臭苦情の件数を把握する	(H10) 23件	18件	24件	16件
16	水環境の保全	水質汚濁物質濃度	公共用水域水質調査結果より、BODの調査地点数および環境基準不適合地点数を把握する	(H10) 河川環境(上の)基準BOD 未達成地点数: 4地点	河川環境(上の)基準BOD 未達成地点数: 6地点	河川環境(上の)基準BOD 未達成地点数: 2地点	河川環境(上の)基準BOD 未達成地点数: 5地点
16	水環境の保全	地下水水質汚濁物質濃度	地下水概況調査結果より、調査地点数および環境基準不適合項目があつた地点数を把握する	(H10) 概況調査環境基準超過 地点数: 0	概況調査環境基準超過 地点数: 0	概況調査環境基準超過 地点数: 0	概況調査環境基準超過 地点数: 0
16	水環境の保全	生活排水処理施設整備率	年度末の処理形態生活排水処理状況をもとに市域の生活排水処理施設整備率を把握する	(H2) 75. 6%	95.93%	96. 12%	96. 19%

番号	基本施策	指標の内容	指標把握の考え方	計画策定時の実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度
17	音環境の保全	環境騒音	環境騒音調査(一般地域) 結果より、調査地点数および時間帯区分別の環境基準不適合地点数を把握する	(H7) 道路に面しない地域: 92地点/97地点達成 (H6) 道路に面しない地域・昼間 30%、 夜間5%が基準満足、 後背地で昼間80%、夜間35%が基準満足	道路に面しない地域 昼間100%、 夜間88%が 基準満足	道路に面しない地域 昼間100%、 夜間100%が 基準満足	道路に面しない地域 昼間 94.4%、 夜間 94.4%が 基準満足
17	音環境の保全	騒音苦情件数	騒音苦情の件数を把握する	(H10) 総数182件中、騒音18件	総数232件中、騒音27件	総数240件中、騒音26件	総数227件中、騒音20件
18	土壤環境の保全	土壤汚染発生件数	土壤汚染対策法に係る指定基準を超えた件数を把握する	(H10) 0件	0件	0件	0件
19	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄廃棄物処理量	不法投棄された家電4品目の回収台数及び処理総重量年間値を把握する	(把握していない)	家電4品目 573台 (エアコン14・冷蔵庫115・洗濯機100・テレビ344) 25, 118kg	家電4品目 233台 (エアコン11・冷蔵庫77・洗濯機24・テレビ148) 10, 528kg	家電4品目 345台 (エアコン4・冷蔵庫77・洗濯機50・テレビ214) 15, 322kg
19	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄等苦情件数	ごみコールセンターで受け付けた不法投棄報告数を把握する	(H10) 不法投棄監視員報告件数: 100件	苦情受付処理システムで受け付けた不法投棄数: 1, 218件	苦情受付処理システムで受け付けた不法投棄数: 988件	苦情受付処理システムで受け付けた不法投棄数: 593件
20	その他の生活環境の保全	その他の生活環境苦情件数	典型7公害以外の公害苦情件数(空地の適正管理とそれ以外別)を把握する	(H10) 典型7公害以外 5件、 空き地(雑草等)83件	典型7公害以外 8件、 空き地(雑草等) 104件	典型7公害以外 7件、 空き地(雑草等) 114件	典型7公害以外 2件、 空き地(雑草等) 126件
21	環境リスクの低減	環境汚染物質排出・移動量	PRTR公表データから、大津市内の届出事業数、排出総量、移動総量の年間値を把握する	(現在のところ把握していない)	排出・移動量 届出数: 84 排出量: 103,534kg 移動量: 1,033,210kg 合計: 1,136,744kg	排出・移動量 届出数: 73 排出量: 64,035kg 移動量: 807,774kg 合計: 871,809kg	集計中
22	安全性の高い土地利用の推進	危険個所における用途別土地利用面積	県防災計画により、地すべりの危険箇所面積および雪崩危険箇所等の面積を把握する	●(H9) 地すべりの危険個所: 716. 85ha 雪崩危険箇所等の面積: 271. 83ha (県防災計画による)	地すべりの危険個所: 956. 574ha 雪崩危険箇所等の面積: 371. 56ha (県防災計画による)	地すべりの危険箇所: 956. 574ha 雪崩危険箇所等の面積: 371. 56ha (県防災計画による)	地すべりの危険箇所: 971. 374ha 雪崩危険箇所等の面積: 371. 56ha
23	歴史文化の保全と継承	有形・無形文化財等指定数	国・県・市指定の有形文化財数および無形文化財数を把握する	(H11.3) 世界遺産 1件 有形文化財 402件 無形文化財等 57件 合計460件	世界遺産 1件 有形文化財 445件 無形文化財等 62件 合計508件	世界遺産 1件 有形文化財 445件 無形文化財等 61件 合計507件	世界遺産 1件 有形文化財 447件 無形文化財等 61件 合計509件
24	水と緑のネットワーク	緑地面積	市街化区域内の地域制緑地確保量(風致地区・自然公園・保安林・農振農用地・緑地協定・以前保護地区)を把握する	(H8) 概ね900ha	調査していない	調査していない	調査していない
24	水と緑のネットワーク	人口一人あたりの都市公園等の面積	都市公園面積／人口より算出する	(H11.4) 7. 9m ² /人	約9. 77m ² /人	約9. 71m ² /人	約9. 81m ² /人
25	景観の形成	景観に関する市民意識	アンケート調査により把握する	(H6) 「古いまちなみ自然などの景観が変わっていない」について そう思う 13.1% ややそう思う 28.9% あまりそう思わない 34.2% そう思わない 20.3%	調査していない	調査していない	調査していない
26	美化の推進	美化活動によるごみ処分量	琵琶湖一斉清掃および定期的な自治会清掃に係るごみの市回収量年間値を把握する	(現在のところ把握していない)	把握できている搬入量 (琵琶湖一斉清掃 552t 年間定期的な自治会清掃 210t)	把握できている搬入量 (琵琶湖一斉清掃 537t 年間定期的な自治会清掃 207t)	把握できている搬入量 (琵琶湖一斉清掃 544t 年間定期的な自治会清掃 201t)
26	美化の推進	美観に関する市民意識	アンケート調査により把握する	(H6) 「あき缶などのごみがなく、きれいである」について そう思う 10.5%、ややそう思う 31.9%、あまりそう思わない 36.2%、そう思わない 17.8%	調査していない	調査していない	居住している地域の環境の快適性 (ごみのポイ捨てがなくまちがきれいである) そう思う11%、ややそう思う 37%、 あまりそう思わない32%、そう思わない14% 無回答6%

番号	基本施策	指標の内容	指標把握の考え方	計画策定時の実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度
27	光・音・風の活用	快い光、音、風等の資源数	『かんきょう宝箱』に掲載されている光、音、風に関する資源数を把握する	(H11. 4) 14件	26件	26件	26件
28	市街地のオープンスペースの確保	市街地内オープンスペース率	都市計画基礎調査結果から(空間地計+水面+道路+鉄道敷+公園+緑地)／市街化区域面積 * 100より算出する	(H2) 50. 1% (H7) 45. 4%	調査していない	調査していない	調査していない
29	環境文化の創造	地域文化学習開催数及び参加者数	各公民館が関与している環境学習の実施事業数および参加人数の合計を把握する	(現在のところ把握していない)	30事業、867人	28事業、1, 538人	49事業、2, 682人
30	子どもの遊び環境の確保	子どもの活動支援施設利用者数	葛川森林キャンプ場、葛川少年自然の家、児童館、水泳場、ふれあいのもり、自然観察の森、田上教育キャンプ場、桐生若人の広場、比良げんき村の年間利用者数について把握する	(現在のところ把握していない)	葛川森林キャンプ場 9,455人 葛川少年自然の家 25,552人 児童館 115,236人 真野水泳場 23,200人 ふれあいのもり 13,196人 田上教育キャンプ場 556人 桐生若人の広場 3,284人 比良げんき村 6,754人 合 計 197,243人	葛川森林キャンプ場 8,710人 葛川少年自然の家 27,352人 児童館 111,042人 真野水泳場 20,500人 ふれあいのもり 13,385人 田上市民運動広場 220人 桐生若人の広場 4,196人 比良げんき村 6,211人 合 計 191,616人	葛川森林キャンプ場 8,616人 葛川少年自然の家 23,144人 児童館 117,044人 真野水泳場 14,892人 ふれあいのもり 15,423人 田上市民運動広場 1,544人 桐生若人の広場 4,817人 比良げんき村 6,096人 合 計 191,576人
30	子どもの遊び環境の確保	児童遊園地の数及び面積	児童遊園地の総数及び総面積を把握する	(H10) 児童遊園地 402ヶ所 総面積 145,674m ²	児童遊園地 505ヶ所 総面積169,441m ²	児童遊園地 511ヶ所 総面積163, 680m ²	児童遊園地 523ヶ所 総面積165, 939m ²
31	人と環境との関わりの育成	地域における環境保全活動参加者数	各公民館が関与している環境保全活動(清掃等)の実施事業数および参加人数の合計を把握する	(現在のところ把握していない)	11事業 4, 015人	11事業 5, 088人	9事業 4, 953人
32	環境学習・教育の推進	環境学習開催数及び参加者数	府内関係課実施の環境学習開催数及び延べ参加者数を把握する	「おおつ環境塾」塾生100名 「おおつ歩き隊」塾生209名 府内環境教育事業数 383	「環境サポートー研修会」 1回 33名 府内環境教育事業数 762	「環境サポートー研修会」 1回 16名 府内環境教育事業数 822	「環境サポートー研修会」未実施 府内環境教育事業数 822
33	環境情報の整備と提供	環境資源情報数	『かんきょう宝箱』への登録情報総数を把握する	(H9) 約3,000件	総数 2, 614件	総数 2, 758件	総数 2, 758件
33	環境情報の整備と提供	「大津かんきょう宝箱」アクセス数	「大津かんきょう宝箱」への年間アクセス件数を把握する	(H9) インターネット「大津かんきょう宝箱」へのアクセス数: 約3, 500件/年	インターネット「大津かんきょう宝箱」へのアクセス数: 244, 980件/年	インターネット「大津かんきょう宝箱」へのアクセス数: 308, 516件/年	インターネット「大津かんきょう宝箱」へのアクセス数: 394, 517件/年
34	環境保全活動の推進	環境保全活動団体数及び会員数	市民活動センターに登録されている団体のうち活動分野が「環境の保全」の数を把握する おおつ環境フォーラム会員数を把握する※	(現在のところ把握していない)	市民活動センター登録団体のうち活動分野が「環境保全」:32団体 おおつ環境フォーラム:会員数252人・団体(平成21.3末)	市民活動センター登録団体のうち活動分野が「環境保全」:36団体 おおつ環境フォーラム:会員数252人・団体(平成22.3末)	市民活動センター登録団体のうち活動分野が「環境保全」:46団体 おおつ環境フォーラム:会員数242人・団体(平成22.3末)
34	環境保全活動の推進	環境学習センター登録者数	環境学習センター登録者数を把握する	(現在のところ把握していない)	65名	60名、4団体	60名、4団体
35	環境保全型行政の創造	市が消費する資源・エネルギーの量	公用車に係る燃料使用量(ガソリン及び軽油)、電気使用量、上水使用量、ガス使用量、用紙購入量それぞれの年間値を把握する	(H8) 公用車から排出されるCO ₂ 排出量:291, 297kgC、電気使用量:56, 926, 942kWh、上水使用量:1, 110, 257m ³ 、ガス使用量:1, 081, 511m ³ 、用紙類購入量:33, 868, 000枚、文房具類購入量:37, 959, 786円	公用車にかかる燃料使用量(ガソリン+軽油)363,019L、電気使用量 87,865,419kWh、上水使用量 1,274,099m ³ 、ガス使用量 3,354,319m ³ 、用紙購入量 40,924,523枚	公用車にかかる燃料使用量(ガソリン+軽油)351,505L、電気使用量 86,547,212kWh、上水使用量 1,184,622m ³ 、ガス使用量 3,349,109m ³ 、用紙購入量 40,616,405枚	公用車にかかる燃料使用量(ガソリン+軽油)341,025L、電気使用量 87,514,632kWh、上水使用量 1,122,272m ³ 、ガス使用量 3,259,690m ³ 、用紙購入量 44,657,402枚
35	環境保全型行政の創造	市のごみ排出量	市本庁舎から排出する燃やせるごみの総量の年間値を把握する	(H9) ごみ量:165t	38t	39t	43t
35	環境保全型行政の創造	市の環境配慮物品購入率	文房具類・紙類の環境にやさしい物品単価契約率を把握する	(H10) 文房具類:36. 8%、紙類:22. 0%	文房具類:91. 3%、紙類:95.0%	文房具類:88. 7%、紙類:100.0%	文房具類:88. 1%、紙類:100.0%

9 水質關係

(1) 琵琶湖水質調査結果

(1) 透明度(単位:m)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	5.4	6.0	5.3	5.7	5.4	5.0	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	5.4	5.9	6.5	6.6	6.0	6.1
南 湖 平 均	2.0	1.8	1.7	2.0	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.5	2.4	2.5	2.6	2.8	2.7
瀬田川 平 均	2.1	1.9	2.0	2.8	2.3	2.3	2.4	2.4	2.0	2.2	2.1	3.0	2.5	2.2	3.2	3.2	3.2

(2) pH(水素イオン濃度)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	7.9	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.0	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.1	8.2
南 湖 平 均	7.9	8.0	8.0	8.1	8.0	8.0	8.1	8.1	8.0	8.0	8.1	8.0	8.2	8.1	8.3	8.3	8.4
瀬田川 平 均	7.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.6	7.8	7.7	7.8	7.8	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	7.9	8.2

(3) 溶存酸素飽和度(DO)(単位:%)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	102 (9.9)	103 (9.7)	103 (10.0)	105 (10.0)	104 (9.8)	103 (9.8)	105 (10.0)	103 (9.9)	102 (9.8)	104 (10.0)	102 (9.7)	102 (9.9)	105 (10.1)	102 (9.7)	100.0 (9.5)	101.0 (9.6)	
南 湖 平 均	102 (10.0)	103 (9.8)	103 (10.1)	103 (10.0)	103 (9.9)	104 (9.8)	105 (10.0)	103 (9.9)	104 (9.8)	106 (10.0)	104 (10.1)	104 (9.8)	107 (10.1)	107 (10.2)	105 (10.0)	106.0 (10.0)	101.0 (9.7)
瀬田川 平 均	102 (9.9)	99 (9.3)	105 (10.2)	107 (10.1)	104 (9.8)	98 (9.3)	96 (9.4)	96 (9.2)	99 (9.5)	98 (9.5)	104 (10.0)	100 (9.5)	99 (9.7)	102 (9.7)	104 (10.2)	99.0 (9.7)	103.0 (10.1)

(4) 生物化学的酸素要求量(BOD)(単位:mg/l)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.5
南 湖 平 均	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0
瀬田川 平 均	1.2	1.3	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.8

(5) 化学的酸素要求量(COD)(単位:mg/l)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.7	2.5	2.7	2.7	2.7
南 湖 平 均	3.1	3.2	3.0	3.0	3.0	3.2	3.2	3.1	3.2	3.3	3.1	3.1	3.2	3.1	3.3	3.3	3.4
瀬田川 平 均	3.1	3.2	3.2	3.0	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.4	3.0	3.0	3.4	3.1	3.3	3.5	3.3

(6) 懸濁物質 (SS) (単位: mg / l)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	1.3	1.2	1.4	1.2	1.2	1.4	1.3	1.4	1.1	1	1.2	1.1	1.1	< 1	< 1	1.0	1.1
南 湖 平 均	5.8	6.7	6.9	5.9	6.0	5.6	5.6	6.2	5.1	4.8	3.7	3.4	3.4	3.2	2.8	2.6	2.9
瀬 田 川 平 均	6.4	4.7	5.2	3.6	4.4	5.0	3.9	3.5	4.6	3.4	3.5	3.0	3.5	3.5	2.3	2.5	2.2

(7) 大腸菌群数 (単位: MPN / 100ml)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	1.4×10^2	1.2×10^2	8.9×10^2	1.7×10^2	3.1×10^2	1.4×10^3	1.3×10^3	6.5×10^3	1.2×10^3	9.2×10^2	5.2×10^2	1.4×10^3	1.4×10^3	9.6×10^2	1.2×10^3	3.8×10^3	4.2×10^2
南 湖 平 均	6.3×10^2	3.0×10^2	1.9×10^3	7.1×10^2	1.3×10^3	1.2×10^3	1.6×10^3	2.4×10^3	1.7×10^3	1.6×10^2	1.2×10^3	1.5×10^3	2.0×10^3	1.6×10^3	1.1×10^3	1.9×10^3	
瀬 田 川 平 均	6.8×10^2	5.5×10^2	2.0×10^3	1.6×10^3	3.0×10^3	2.0×10^3	1.3×10^3	1.1×10^3	1.4×10^3	2.6×10^2	1.6×10^3	5.0×10^3	1.2×10^3	1.7×10^3	2.4×10^3	5.3×10^3	9.2×10^2

(8) 全窒素 (TN) (単位: mg / l)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	0.32	0.28	0.33	0.34	0.33	0.33	0.33	0.30	0.27	0.25	0.32	0.29	0.29	0.27	0.26	0.24	0.24
南 湖 平 均	0.39	0.39	0.44	0.42	0.42	0.40	0.39	0.40	0.32	0.34	0.36	0.33	0.32	0.31	0.29	0.30	0.28
瀬 田 川 平 均	0.53	0.56	0.62	0.58	0.53	0.57	0.54	0.57	0.51	0.55	0.62	0.55	0.55	0.59	0.51	0.51	0.47

(9) 全りん (TP) (単位: mg / l)

年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008	0.009	0.008	0.008	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008
南 湖 平 均	0.020	0.022	0.020	0.018	0.019	0.018	0.018	0.019	0.019	0.018	0.016	0.016	0.017	0.015	0.016	0.016	0.016
瀬 田 川 平 均	0.024	0.023	0.022	0.018	0.021	0.020	0.019	0.019	0.020	0.020	0.018	0.018	0.019	0.020	0.018	0.020	0.019

(10) クロロフィルa (単位: μg / l)

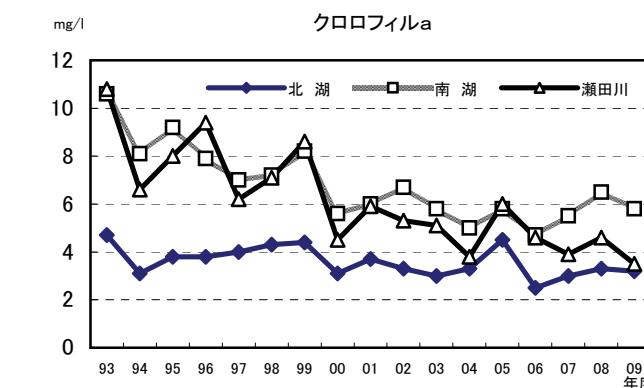
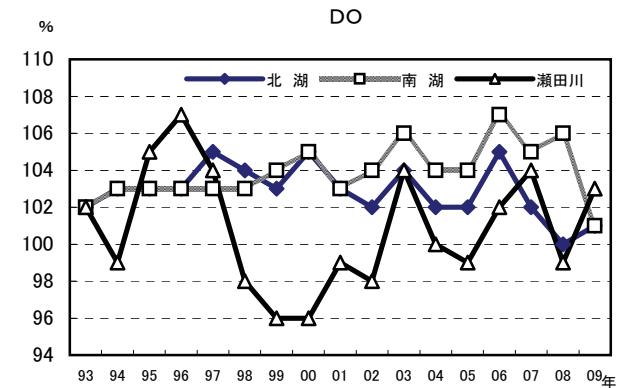
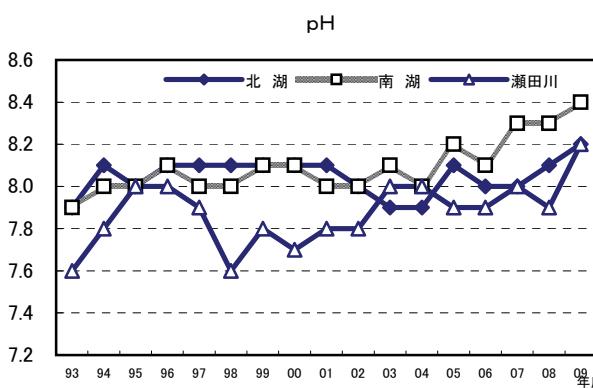
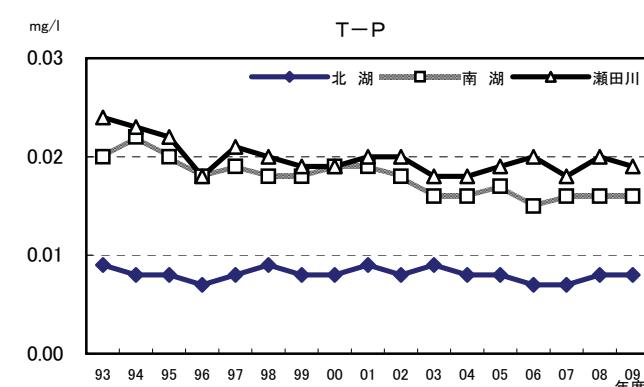
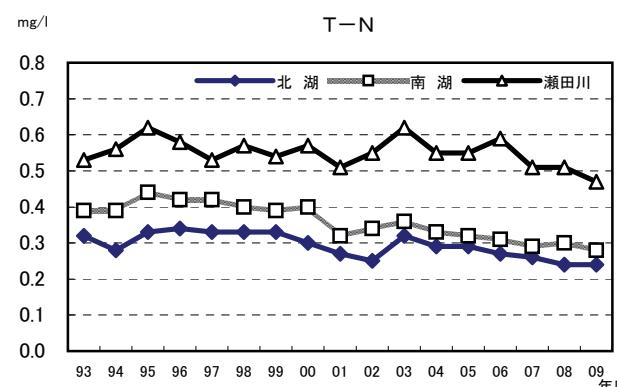
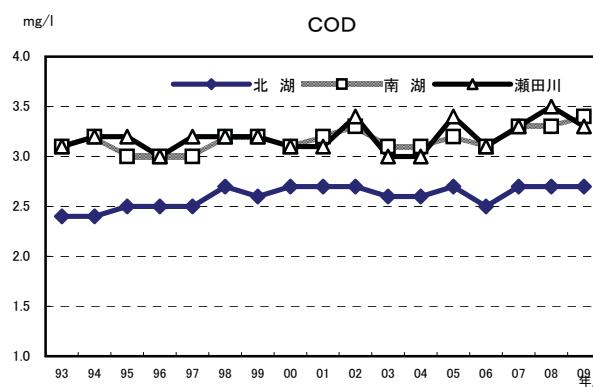
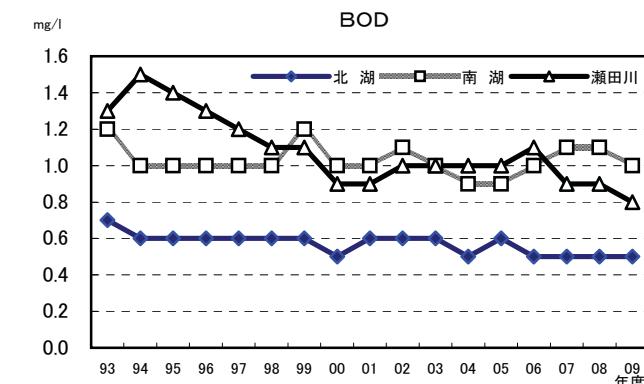
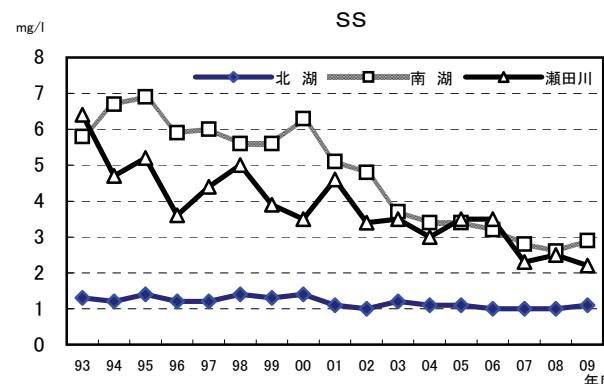
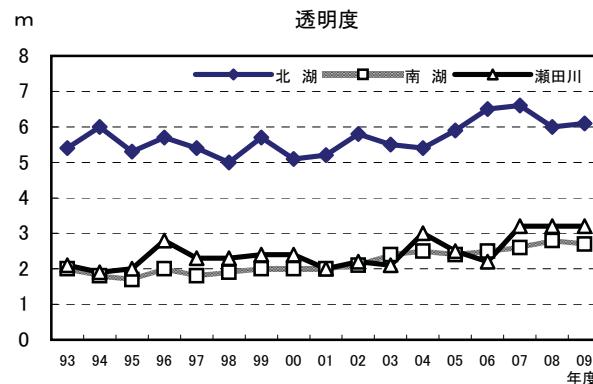
年 度	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
北 湖 平 均	4.7	3.1	3.8	3.8	4.0	4.3	4.4	3.1	3.7	3.3	3.0	3.3	4.5	2.5	3.0	3.3	3.2
南 湖 平 均	10.6	8.1	9.2	7.9	7.0	7.2	8.2	5.6	6.0	6.7	5.8	5.0	5.8	4.7	5.5	6.5	5.8
瀬 田 川 平 均	10.8	6.6	8.0	9.4	6.2	7.1	8.6	4.5	5.9	5.3	5.1	3.8	6.0	4.6	3.9	4.6	3.5

1) 平均値はすべて、延べ測定値を延べ測定回数で除した算術平均値で表した。

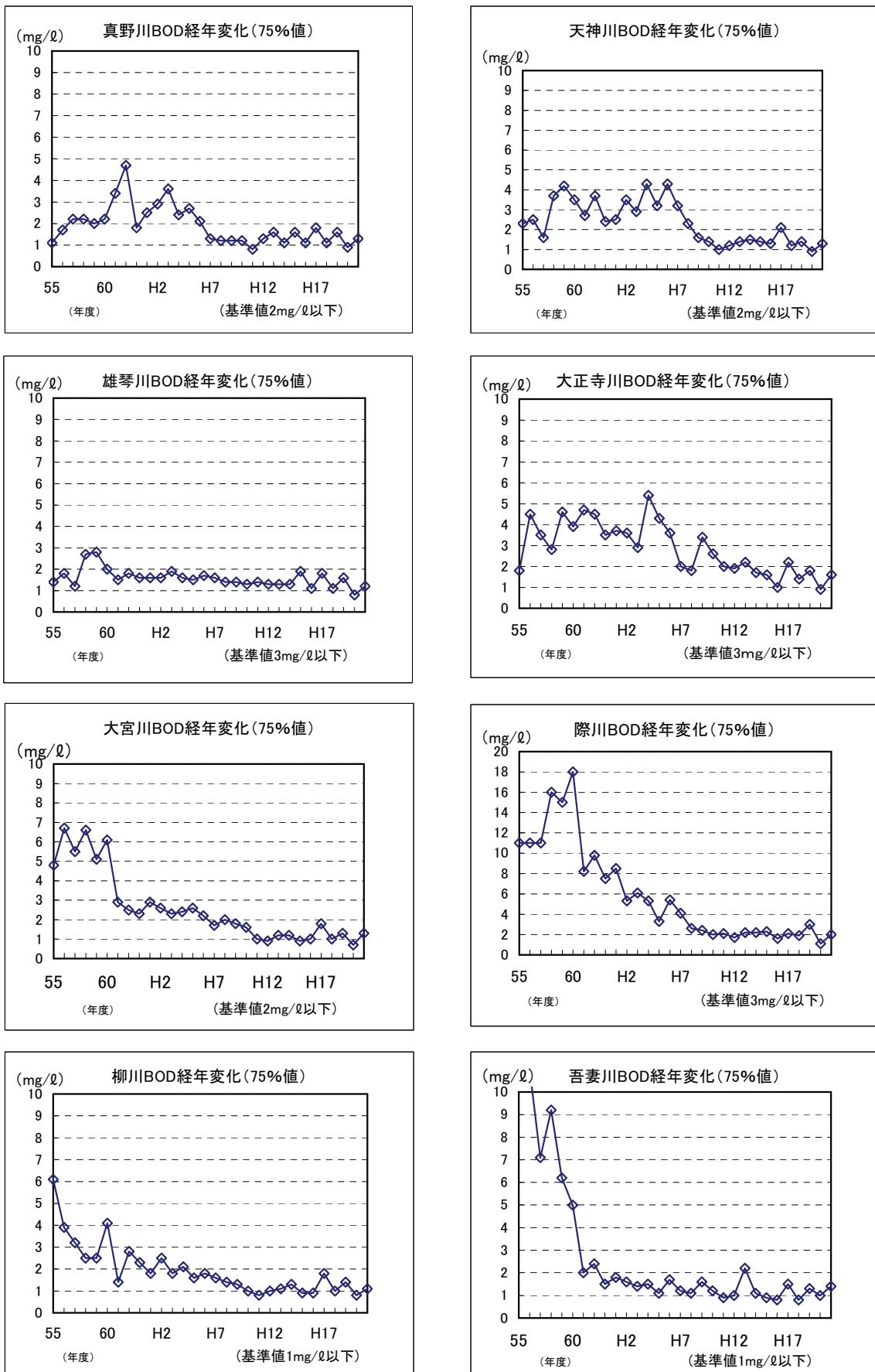
南湖・瀬田川: 12回 / 年 北湖: 28定点

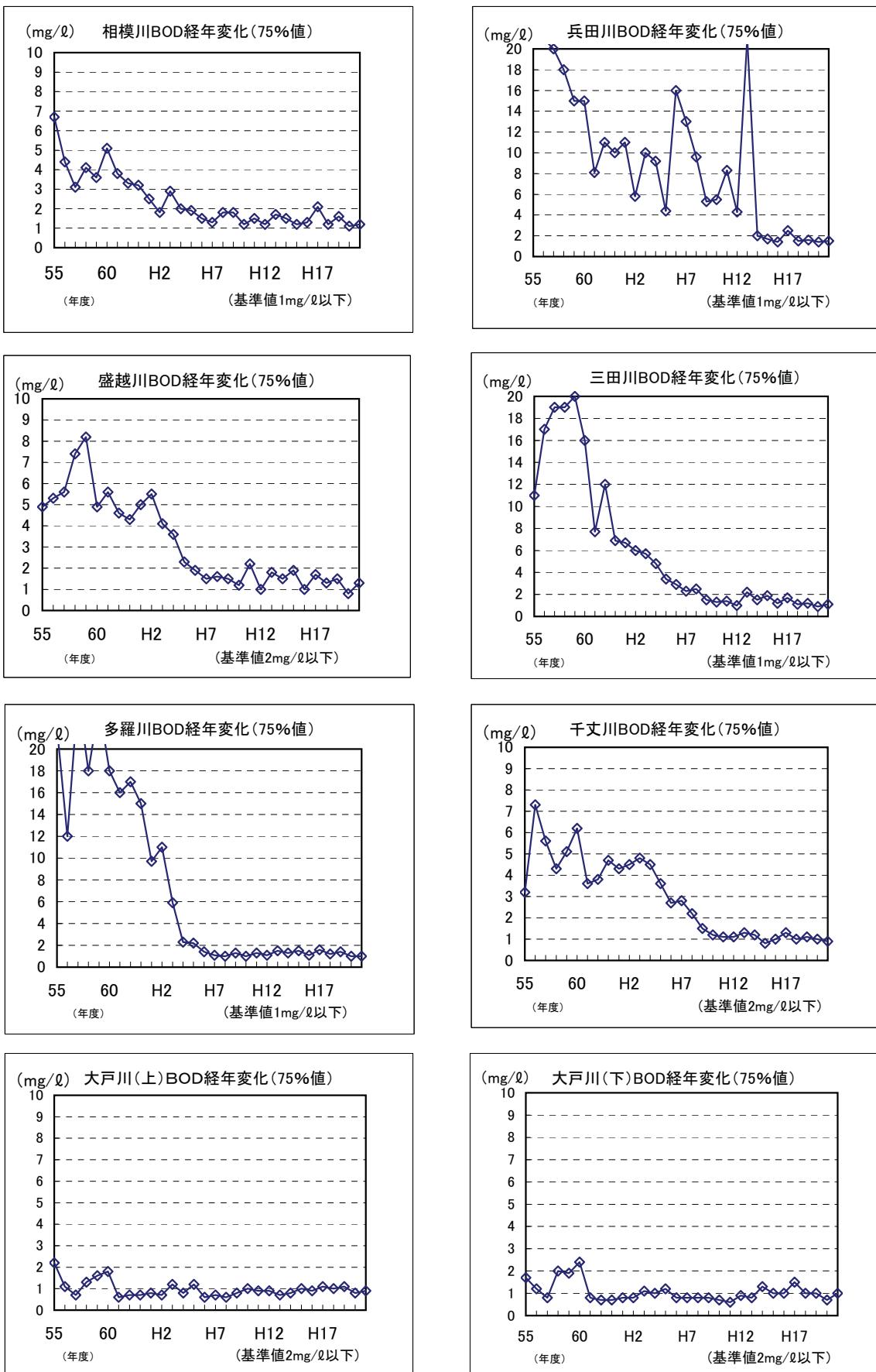
南 湖: 19定点

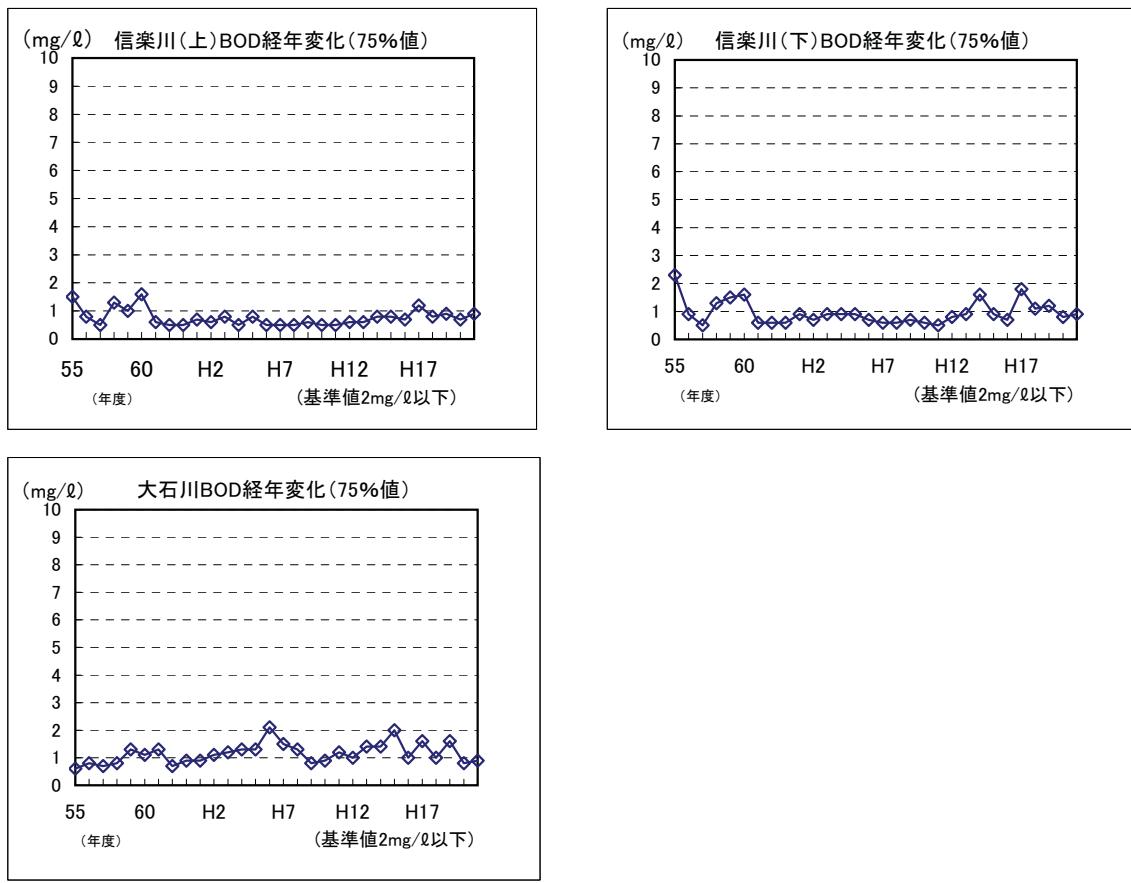
瀬 田 川: 2定点



(3) BOD75%値の経年変化







10 環境基本計画に基づく事業の実施状況

大津市環境基本計画に掲げる基本施策、重点施策について施策ごとに事業の実施状況を示しています。基本施策は基本目標、基本方針を達成するための網羅的・体系的に取り組む施策として、また、重点施策は基本施策に掲げる施策の中から重点的に取り組むべき施策として設定しています。

平成 21 年度の基本施策における基本目標、基本方針ごとの事業数及び事業実施率は下表のとおりで、全 516 事業の事業実施率は 85% で、平成 20 年度(83%)と比較すると、微増となりました。

5 の 基本目標	事業数	事業 実施率	12 の基本方針	事業数	事業 実施率
I . 共生	80	76%	1. 豊かな自然環境の保全と創造	59	71%
			2. 人と自然との豊かなふれあいの確保	17	88%
			3. 環境に配慮した土地利用の推進	4	100%
II . 循環	109	81%	4. 資源循環とエネルギー効率化の推進	64	91%
			5. 健全な水循環の確保	16	81%
			6. 地球環境保全の推進	29	59%
III . 健康	101	86%	7. 生活環境の保全	77	86%
			8. 安全性の確保	24	88%
IV . 快適	142	88%	9. 環境資源の保全・創造・活用	120	88%
			10. 新しい環境文化の創造と継承	22	86%
V . 協働	84	95%	11. 環境に配慮した生活や行動ができる人の育成	75	97%
			12. 環境保全型行政の創造	9	78%
全体	516	85%			

また、平成 21 年度の重点施策の事業数及び事業実施率は下表のとおりで、全 110 事業の事業実施率は 79% で、平成 20 年度(80%)と比較すると、微減となりました。

重点施策	事業数	事業 実施率
生き物を育む “生物生息空間（ビオトープ）の創造”	25	68%
環境への負荷を減らす “リサイクル等とごみ減量の推進”	25	76%
琵琶湖を守る “川すじコミュニティの創造”	24	88%
豊かさを実感できる “緑のネットワークの形成”	21	86%
みんなが考え方行動する “環境パートナーシップの推進”	15	80%
全体	110	79%

11 照会課一覧(所属対照表)

番号	部 課 名	番号	部 課 名
1	政策調整部 企画調整課	37	都市計画部 建築指導課
2	総務部 総務課	38	建設部 交通・建設監理課
3	総務部 危機・防災対策課	39	建設部 広域事業調整課
4	総務部 職員課	40	建設部 道路建設課
5	総務部 財政課	41	建設部 道路管理課
6	総務部 管財課	42	建設部 建築課
7	総務部 契約検査課	43	建設部 河川課
8	市民部 自治振興課	44	建設部 堅田内湖対策室
9	市民部 国際文化交流課	45	出納室
10	市民部 消費生活センター	46	市民病院 病院総務課
11	福祉子ども部 福祉政策課	47	企業局 企業総務課
12	福祉子ども部 子ども家庭課	48	企業局 営業開発課
13	福祉子ども部 児童クラブ課	49	企業局 水道整備課
14	福祉子ども部 保育課	50	企業局 净水場
15	健康保険部 健康長寿課	51	企業局 下水道管理課
16	健康保険部 衛生課	52	企業局 下水道整備課
17	産業観光部 産業政策課	53	企業局 水再生センター
18	産業観光部 観光振興課	54	企業局 ガス事業課
19	産業観光部 農林水産課	55	教育委員会 教育総務課
20	産業観光部 田園づくり振興課	56	教育委員会 学校教育課
21	産業観光部 公設地方卸売市場	57	教育委員会 生涯学習課
22	環境部 環境政策課	58	教育委員会 市民スポーツ課
23	環境部 廃棄物減量推進課	59	教育委員会 文化財保護課
24	環境部 産業廃棄物対策課	60	教育委員会 歴史博物館
25	環境部 不法投棄対策課	61	教育委員会 生涯学習センター
26	環境部 施設整備課	62	教育委員会 科学館
27	環境部 環境美化センター	63	教育委員会 教育センター
28	環境部 北部クリーンセンター	64	教育委員会 葛川少年自然の家
29	環境部 衛生プラント	65	教育委員会 各公民館
30	都市計画部 都市計画課	66	消防局 消防総務課
31	都市計画部 都市景観課	67	消防局 予防課
32	都市計画部 市街地整備課		
33	都市計画部 堅田駅西口土地区画整理事務所		
34	都市計画部 大津駅西地区区画整理事務所		
35	都市計画部 公園緑地課		
36	都市計画部 開発調整課		

(平成22年4月1日現在)

※環境基本計画に基づく施策推進課名すべてを表示していますが、本年度実施事業のないところも番号付番しています。文章最後に施策課名を番号で示しています。